

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」一次答申(案)
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和6年7月 20 日(土)～同年8月 26 日(月)
案件番号:145210334

意見提出 6件 (法人:1件、個人:5件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	KDDI株式会社

・第2章 事業者間における網間信号接続の在り方について

意見	考え方	修正の有無
意見1 ● 着信課金機能（0120/0800）について、番号ポータビリティの実現は望ましい。他方、統一番号機能（0570）は、番号ポータビリティを導入する必要はない。また、情報料代理徴収機能（0990）は、携帯電話番号（090）等と紛らわしいため廃止してほしい。		
○ フリーダイヤル（0120・0800）は、加入者番号の部分を含めて、企業における一種のブランドとなっている場合があり、通販など一般国民が複数回利用するサービスも多い。そのため、電話番号を変更することなく自由に通信事業者を乗り換えたいというニーズは高いものと見込まれるし、番号ポータビリティが実現すれば通信事業者間の競争が促進されるので、望ましいと思う。 他方、ナビダイヤル（0570）に関しては、臨時に開設されるもの（ワクチン接種など）も多いから、同じ番号を継続して用いる必要性は低く、あえて番号ポータビリティを導入する必要はないものと思われる。 ダイヤルQ2（0990）は、携帯電話（090）や市外局番（099・0996）と紛らわしいから、サービスそのものを廃止してほしい。 【個人1】	○ 賛同の御意見として承ります。 情報料代理徴収機能（0990）の廃止については、御意見として承ります。なお、同機能は、現在「災害募金サービス」として役務提供がされております。	無
意見2 ● 着信課金機能（0120/0800）について番号ポータビリティを義務化することに賛成。それ以外について義務化を見送ることについても賛成。		
○ 着信課金番号のポータビリティは、現在も実現はされているが、改めて義務化することに賛成。それ以外について需要が見込めないので義務化を見送ることについても賛成。 【個人2】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

・第3章 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について

意見	考え方	修正の有無
意見3 ● 固定電話番号のポータビリティが実現することは喜ばしい。番号ポータビリティに条件がある場合には利用者に対してわかりやすく説明することが重要。ロケーションポータビリティについてはどのような状況なのか。		
○ 固定電話番号のポータビリティは、現状ではひかり電話にて新規取得した番号がポータビリティ不可という、消費者において理解しがたい状況となっており、これが改善されることは喜ばしい。早々に実現されることを期待する。 なお、技術的にメタル回線からはポートアウトのみとなることについては、今後メタル回線が終息していくことから特に問題ないものと思われる。だが条件がある場合はこれを消費者にわかりやすく説明することが重要。 また、収容局をまたいだポータビリティ（ロケーションポータビリティ）について、答申本文での明言がないが、どのような方針であるか。別紙2の29ページの記載では、メタル回線では技術的に不可とあるため、ひかり電話では実現可能と読める。早急に検討、実現を願いたい。 【個人2】	○ 賛同の御意見として承ります。 また、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外に関する消費者への周知について、御意見を踏まえ、一次答申案に追記いたしました。 なお、ロケーションポータビリティについては、令和6年5月30日に開催した電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）において、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社から、「双方向番号ポータビリティを利用可能な地理的範囲を番号区画の範囲内とするロケーションポータビリティの拡大を実施予定」との発表がございました。	有
意見4 ● 令和7年2月から固定電話番号の番号ポータビリティが可能となることについて案内があってもよいと思う。		
○ 令和7年2月から固定電話で番号ポータビリティができるようになることは案内があってもいいと思う 【個人5】	○ 固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティ開始の周知について、御意見を踏まえ、一次答申案に追記いたしました。	有
意見5 ● 固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについて、例外規定を設けることに賛同。また、番号ポータビリティの実施にあたり事業者が遵守すべき事項を示すガイドラインは、関係する事業者を交えて丁寧な議論を行い、実運用を踏まえたガイドラインにする必要がある。		
○ 固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについて、例外規定を設けることに賛同致します。また、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティの実施にあたり事業者が遵守すべき事項を示すガイドラインは、関係する事業者を交えて丁寧な議論を行い、実運用を踏まえたガイドラインにする必要があると考えます。 【KDDI株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 番号ポータビリティの実施にあたり事業者が遵守すべき事項を示すガイドライン等については、一次答申案にも記載のとおり、関係事業者と連携のうえ、具体的な記載事項等を検討していくことが望ましいと考えます。	無

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見 6		
● 賛同する。		
○ 賛同します。 【個人 3】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 7		
● データ通信専用のプランでは、090番号を使ってもMNPできないことの改善を希望する。国内だけの問題ではないか。		
○ データ通信専用のプランでは、090番号を使ってもMNPできないことの改善を希望する。国内だけの問題ではないか。 【個人 3】	○ 音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティについては、利用者のニーズや関係事業者の対応コスト等を踏まえて、実施の例外が規定されています。データ通信専用プランにおける番号ポータビリティの希望については、御意見として承ります。	無
意見 8		
● 図表 3（音声伝送携帯電話番号における番号ポータビリティに関する条件）について、「ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除く。」とは、データ伝送役務とショートメッセージサービスを同時に提供したら除かれるということか。いずれかのみの提供では除かれるのか。		
○ 図表 3 の ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除く。とは、 データ伝送役務のみでは除かれる？ ショートメッセージサービスのみのみでは除かれる？ データ伝送役務とショートメッセージサービスを同時に提供したらのぞかれる？ 【個人 4】	○ 音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティの実施の例外としては、音声伝送携帯電話番号を使用してデータ伝送役務とショートメッセージサービスを同時に提供する場合が規定されています。 なお、データ伝送役務のみを提供する場合にはデータ伝送携帯電話番号を使用することとされており、また、ショートメッセージサービスのみのみを提供する場合は想定されておりません。	無